

# 下呂市妊産婦等健康診査等交通費助成

安心して出産を迎えられるよう、妊婦健診・分娩時・産婦健診に伴う助産所又は医療機関への移動にかかる費用と分娩前の宿泊費を助成します。

## 助成対象者

下呂市内に居住する妊産婦さんで、妊婦健診・分娩時・産婦健診の当日に下呂市民であること  
令和8年4月1日以降に出産された方

## 申請条件と助成内容

①又は②のどちらかで申請してください。

### 1. 妊婦健診の交通費

#### ①全妊婦

1回の妊娠につき、妊娠32週以降の妊婦健診の交通費  
1回あたり3,500円 上限7回

#### ②医学的な理由等により周産期母子医療センターで妊婦健診を受診する必要がある妊婦 1回の妊娠につき、生活拠点(里帰り先住所)から医療機関までの距離に応じた交通費

1回あたり医療機関までの往復距離(Km)×37円の8割 上限14回  
※1回あたりの助成額が3,500円を下回る場合は、3,500円の基準単価とします。

岐阜県内の周産期母子医療センターは下記の医療機関です

○岐阜県総合医療センター ○岐阜大学医学部附属病院 ○大垣市民病院  
○県立多治見病院 ○高山赤十字病院 ○岐阜市民病院 岐阜県の周産期医療体制 HP より

※妊娠経過により①+②の申請も可能です。

### 2. 分娩時の交通費

#### ①全員

1回あたり2,500円

#### ②通院に60分以上を要する場合

1回あたり医療機関までの往復距離(Km)×37円の8割

※1回あたりの助成額が2,500円を下回る場合は、2,500円の基準単価とします。

### 3. 分娩時の宿泊費

分娩前に宿泊施設に宿泊した実費額

1泊あたり上限9,000円から2,000円を差し引いた額 上限2泊まで

※分娩取扱施設の近くで待機するための近隣の宿泊施設で、出産時の入院までの前泊にかかるものに限りま。

### 4. 産婦健診の交通費

#### ①全員

1回あたり2,500円

#### ②通院に60分以上を要する場合

1回あたり医療機関までの往復距離(Km)×37円の8割

※1回あたりの助成額が2,500円を下回る場合は、2,500円の基準単価とします。

## 申請方法 申請書は HP 参照



1～4 各種交通費助成①のみの方  
右側の二次元コードで申請してください。

1～4 各種交通費助成①または②の方及び 3 分娩時の宿泊費助成の方  
「下呂市妊産婦等に対する分娩取扱施設等への交通費及び宿泊費助成金交付  
申請書兼請求書」紙面で申請してください。

※各請求額に 1 円未満の端数が生じる場合は切り捨てとします。

### 【添付書類】

(共 通)

- 本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)
- 母子健康手帳(妊婦健康診査結果、出産の状態及び出産後の母体の経過の分かる部分)
- 振込み口座の分かるもの(通帳、キャッシュカード等)

(周産期母子医療センターで妊婦健診を受けた場合)

- 申請書下段「医療機関の証明」を医療機関で記載してもらうこと

(60 分以上の交通費申請の場合)

- 受診時の生活拠点から分娩施設までの距離が分かるものの写し(GoogleMap 等)

(宿泊費申請の場合)

- 宿泊施設名、宿泊者、宿泊日、宿泊数及び宿泊費が確認できる書類(領収書等)

### 申請期限

出産後 6 か月以内に申請してください。

### 【お問い合わせ】 下呂市市民保健部健康課(こども家庭センター)

〒509-2517 岐阜県下呂市萩原町萩原 1166-24 萩原保健センター内 電話:0576-52-1230